

鳥取県第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画の概要

平成28年3月16日
緑豊かな自然課

1 計画策定の目的及び背景

イノシシによる農林作物被害は平成10年度に急増、その後1億円前後で推移した後、平成18年度以降は1億円を下回っている。しかし、依然として中山間地域をはじめ、県下の農業生産活動に大きな影響を与えている。こうした現状から、イノシシによる農林作物被害の軽減、個体数の安定維持と本県の豊かな生物多様性を維持するため、引き続き、計画的に保護管理を行い、人間との共存を図っていく。

※平成27年5月の第11次鳥獣保護事業計画（鳥取県）変更に伴い「鳥取県イノシシ保護管理計画（変更前）」を「鳥取県第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画（変更後）」に名称変更。

2 管理すべき鳥獣の種類

イノシシ

3 計画の期間

平成27年5月29日から平成29年3月31日
(第11次鳥獣保護管理事業計画期間内)

4 管理が行われるべき区域

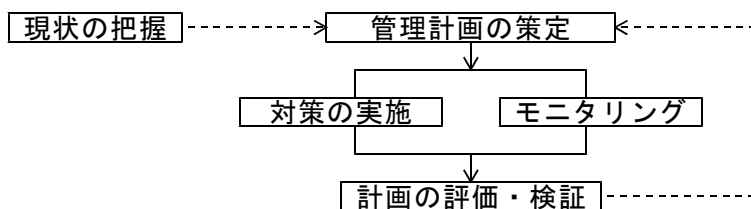
鳥取県全域

5 管理の目標

- ・個体数調整によりイノシシ生息数の減少を図る。
- ・生物多様性の確保に加えて狩猟資源として安定的水準を維持できるよう個体数管理を図る。
- ・農林業被害等とイノシシと人間活動との軋れきの軽減を図る。

今までの計画的な保護管理の結果、個体数の大幅な増加は抑制されているが、個体数は横ばいから微増の傾向にあることから、鳥獣被害対策実施隊の設置等捕獲体制の整備に努め、引き続き捕獲圧を高めて計画的に管理し、人間活動との軋れきを減少させるための方策を実施していく。さらに計画の検証を継続的に実施するとともに、計画の達成状況の点検、評価を行い、イノシシ管理計画に反映（フィードバック）させていく。

管理フロー



6 数の調整に関する事項

【個体数管理の目標】

- ・年間捕獲目標を6,000頭以上とする。
- ・モニタリング調査結果等により、捕獲圧の調整、捕獲目標値の見直しを行う。

【個体数管理の方法】

- ・狩猟期間を延長する。
一ヶ月延長（11月1日から翌年2月末日まで）
- ・くくりわなの輪の径の禁止猟法について解除する。
- ・狩猟免許所持者、若手銃猟者の確保を図る。
- ・個体数調整の推進を図る。
- ・鳥獣被害対策実施隊（市町村設置）等の新たな捕獲体制を検討する。
- ・指定管理鳥獣捕獲等事業の実施を検討する。

7 生息地の保護及び整備に関する事項

イノシシを人里に近寄らせないような環境づくりを検討する。

8 その他管理のために必要な事項

被害防止対策、対策技術の普及・人材育成等の被害対策の強化を図る。

鳥取県第一種特定鳥獣（ツキノワグマ）保護計画の概要

1 計画策定の目的及び背景

ツキノワグマによる人身被害の回避や農林業被害の軽減を図るとともに、絶滅のおそれのある地域個体群の長期にわたる安定的維持を図ることによって、人とクマとの共存を目指す。
 ※平成27年5月の第11次鳥獣保護事業計画（鳥取県）変更に伴い「鳥取県ツキノワグマ保護管理計画（変更前）」を「鳥取県第一種特定鳥獣（ツキノワグマ）保護計画（変更後）」に名称変更。

2 保護すべき鳥獣の種類

ツキノワグマ

3 計画の期間

平成27年5月29日から平成29年3月31日
 （第11次鳥獣保護管理事業計画期間内）

4 計画の対象区域

鳥取県全域

5 保護の目標

人身被害防止対策や農林業被害防止対策を積極的に推進し、住民の安全と安心の確保を図りながら、クマの生息水準の安定と地域個体群の維持を図る。

6 保護の実施

ア 人身被害防止対策

- ①遭遇回避対策：入山者への注意喚起、目撃情報のある地域における鈴等の携帯や巡回体制の整備、学習会の開催等
- ②生活環境の整備：電気柵の設置、緩衝帯の設置、誘因物の除去等
- ③クマ対策：クマに人への嫌悪感を与える学習放獣の実施、学習放獣個体の監視

イ 農林業被害防止対策

- ①農地等への侵入を防ぐ対策：侵入防止柵の設置
- ②周辺環境を改善する対策：緩衝帯の設置、誘因物の除去

ウ 個体管理

- ①狩猟を禁止する方向で取組みを行う。
- ②クマの有害鳥獣捕獲許可権限の見直し
 （広域的な視点から適切な保護管理を行うため、権限行使のあり方を検討する。）
- ③錯誤捕獲防止対策を推進する。
- ④出沒等対応基準に基づき段階的な対応を図る。

区分	状況	対応方法
第1段階	目撃・出沒等の情報はあがるが、日常生活活動において遭遇または被害の発生するおそれが低い場合（山中で目撃、痕跡の発見、集落周辺、果樹園で単発的に出沒、目撃等）	看板の設置などの注意喚起
第2段階	日常生活活動において遭遇または被害の発生するおそれが高い場合（農作物で複数回被害発生、集落周辺で複数回目撃等）	防護、誘引物の除去、追い払い、捕獲して原則、殺処分*
緊急対応	①市街地、集落などに出現、滞在 ②人家等へ侵入、人身被害が発生	現地に対策本部を設置し、捕獲して原則殺処分

*ただし、親子グマ、子グマは放獣とする。

- ⑤個体数調整捕獲の実施を検討する。

7 生息環境の整備

ツキノワグマをはじめ多様な生物の生息に適した森づくりを推進する。

8 その他保護のために必要な事項

- ・県民の理解・協力が得られるように合意形成に努める。
- ・モニタリング調査を実施し、計画を検証する。
- ・精度の高い生息頭数推定に努める。
- ・計画を推進するために、人材の育成に努める。
- ・地域個体群の生息域である兵庫県、岡山県と円滑な情報共有等を行うとともに、隣接する島根県、広島県との連携にも努める。

鳥取県第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画の概要

1 計画策定の目的及び背景

ニホンジカは、県東部を中心に農林業生産活動や生態系等に大きな影響を与えており、今後それらの被害が県下全域に拡大することが懸念されている。こうした現状から、各方面への影響増加の抑制と軽減を第一に、生息数を安定的に維持しながら人との軋れきを軽減し互いに共存することを目的として、科学的な調査・知見に基づき計画的な保護管理を行う。

※平成27年5月の第11次鳥獣保護事業計画（鳥取県）変更に伴い「鳥取県ニホンジカ保護管理計画（変更前）」を「鳥取県第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画（変更後）」に名称変更。

2 管理すべき鳥獣の種類

ニホンジカ

3 計画の期間

平成27年5月29日から平成29年3月31日
（第11次鳥獣保護管理事業計画期間内）

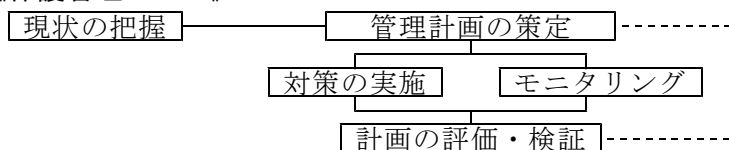
4 管理が行われるべき区域

鳥取県全域

5 管理の目標

- 個体数調整によるシカの個体数の削減と生息域の拡大の抑制する。
 - 農林業被害等のシカと人間活動との軋れきの軽減を図る。
 - 森林生態系への影響軽減と、生物多様性の確保を図る。
- ※個体数の管理や被害防除対策を早急を実施するとともに、生息状況の継続的モニタリングにより計画の達成状況の点検、評価を行い、管理計画にフィードバックさせていく。

《保護管理フロー》



6 数の調整に関する事項

【個体数管理の目標】

- 農林業被害が顕在化しない生息水準（SPUE 値 0.1 以下*）とすることを当面の目標とする。
- 各種モニタリング（糞塊密度調査、CPUE 値等）結果等により、捕獲圧の調整、捕獲目標値の見直しを行う。

* 1人の猟師が当該区域に10日間出猟した時、1頭のシカを目撃するレベル。1日に10人で出猟した場合、1頭目撃されるレベル。

【個体数管理の方法】

- 各種狩猟規制の緩和
 - ・狩猟期間を延長する。（11月1日から翌年2月末日まで）
 - ・1日当たりの捕獲頭数制限の解除（制限無し）
 - ・猟法の禁止の解除（くくりわなの輪の径の制限を解除）
- 許可捕獲の予察捕獲区域を県下全域に拡大
- 狩猟免許所持者、若手銃猟者の確保
- 個体数調整の推進
- 個体数を減らす対策への支援
- 鳥獣被害対策実施隊（市町村設置）等の新たな捕獲体制の検討する。
- 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施を検討する。

7 被害対策

- 侵入を防ぐ対策
 - ・集団的、効果的な侵入防止柵の設置促進
 - ・低コストで効果的な侵入防止柵の導入
- 対策技術の普及・人材育成

8 その他管理のために必要な事項

各種モニタリングを行うとともに、関係者の合意形成を図りながら各種施策を推進する。